

令和3年度第2回三鷹市農業公園運営懇談会会議録

開催日時 令和3年12月15日（水曜日）午後6時30分から午後8時10分まで

開催場所 三鷹市第二庁舎4階 242号会議室

傍聴者 なし

出席者 11人（欠席：2人）

次第

1 座長あいさつ

2 議題

(1) 農業公園現地説明会（11月20日開催）について

【事務局説明】

11月20日（土）に開催した農業公園現地説明会の際にあった主な意見等について事務局より報告。

当日参加人数：委員11人、大野アドバイザー、事務局3人。

I 公園内のサクラについて

- ①桜が伸びてほかの木と接触するなら、少し切ってはどうか
- ②桜の枝を切るかどうかについては、既知であり、前からの課題である。
- ③なぜ木々の間隔が狭まった状態になっているのか？
→東八道路ができる以前、グラウンドだった。公園として整備したときに何本か移植したが、ここまでは大きくなるとまでは、みな、当時深く考えていなかった。
- ④全体としてどのようにしていくのか、公園を利用する側と公園を管理する側の双方が話し合って決めていければと思う。
- ⑤桜はできるだけ何もしない。最低限、花は咲くように適切に管理する。

II 公園内のケヤキについて

- ・現在のケヤキはケヤキ本来の姿ではなく、ただ伸びないようにやみくもに切られている。そうではなく、園内のケヤキを選んで伐採するか、あるいは本来の姿になるよう剪定しながら管理して伸ばしていくことが望ましい。

III 雨天時の通路について

- ・台風などの大雨で通路に水がたまるため、適切な位置に雨水ますを設置し、できるだけ通行できる取り組みを行いたい。

IV 園内のヒガンバナについて

- ・踏み荒らされないようにロープを張っているが、ロープを外して移植してはどうか？
→踏まれても、強いのでまた生える。移植が必要なら、老人会にお願いしてもよい。

V プレハブ倉庫について

- ①トイレ建て替えに当たり、建てられた倉庫は撤去しなければならない。
- ②整備のために必要であれば、町会の物置を撤去しても構わない。

VI トイレについて

- ①建て替えにあたり、トイレがきれいになるのであれば、設備は最小限でも良いのかもしれない。あまり施設の装備を多くしてしまうと、心無い利用者に壊されてしまうため、既存のJA緑化センターのお手洗いと機能を分けられるか。機能を集中するよりかは、機能を分散させる検討があってもよい。
- ②トイレに魅力を持ってもらうため、ネーミングライツはどうか？
- ③トイレの排水、駐車場からトイレへのアプローチの見直しが必要。
- ④きれいにすると汚されたり壊されたりするので、朝晩は鍵で閉じる方法の検討もあるかもしれない。

VII 火気利用可能エリアについて

- ①火気利用可能エリアでは、地べたではなく、コンロなど何かを下に敷いて火を扱うべき。そうしないと、地面は汚れるし、火はどこへでも飛んでいく。
- ②区画はどう明示するのか？
→広場に直接、線は引けないことから、できるだけわかりやすい方法を検討してご提案したい。

VIII 自由広場での火気利用について

- ①どんど焼きは令和4年の新春に行いたい。
→年明け以降、飲食を伴わないことを条件に開催できるか、懇談会で話し合いたい。
- ②どんど焼きは、消防団もおり、しっかり消火対応をしているが、火気の利用は久しぶりに近隣の目のあるため、始めるにしても小さな火から始めたほうがよい。

IX その他

- ①時計台故障に伴う修理
- ②車路の水たまり解消

(質疑・応答)

【委員】ヒガンバナの移植に関連すると思い提案。東八道路から入って右側の駐車場が、自由広場とつながっているが、そこには植栽のプランターが間隔を空けて置かれ、仕切りのようになっている。子どもが自由広場で遊んでいるとき、プランターの間から子どもが駐車場に飛び出す危険がある。飛び出した子ども

と車が接触する危険性を減らすため、間隔を空けてプランターを置くよりも、そこにヒガンバナを移植する、低めの植栽を植えるなどして、間隔を空けずに仕切り代わりにしてはいかがだろうか。

【委員】管理側としては、車が自由広場に入ること防ぐために、杭を一定間隔に置き、またその間に植栽のプランターを置いている。

【副座長】安全のためのご提案ということで、委員の皆様には検討をお願いしたい。

【座長】農業公園内東側の、北側の住宅近くの通路に、雨天時に水が流れ込んできて、晴天時も土がたまっている状態になっているが、雨水ますの設置によってこれについても解消される見込みということでしょうか。

【事務局】南北通路が雨天時に水没してしまうという課題が前からあり、これを解消するための雨水ますの設置によって周りに土が溜まらなくなるということで検討している。

【委員】駐車場と自由広場の仕切りの件で、駐車場とは、路面が舗装されている部分だと自分は認識している。しかし、現在、杭とプランターが設置されている部分は自由広場の敷地内となっている。なぜそのような配置になったのか。杭とプランターの位置からして、駐車場の範囲が広くなり、自由広場が狭められているのではないかと。当初は路面が舗装されているギリギリまで自由広場として使えていた。

【アドバイザー】あのプランターは、確かに以前は舗装とギリギリのところに置かれていた。ただ、プランターが地面に置いてあると、車の運転席からだだと低すぎて見えづらいためにぶつけてしまう。それを防ぐために自由広場の敷地内へ少しずらして設置するようになった。

【委員】駐車スペースを広げる目的というよりも、転回スペースを広くとるために自由広場の敷地側にプランターの場所を動かしたということもある。運転の上手な方でない、あのスペースだけで駐車することは難しい。駐車の際にプランターにぶつからないように、プランターを自由広場側に移動した。

【委員】駐車のために必要でなければかまわないが、そうでなく明確な理由がないのであれば自由広場として使用させてほしい。地面が土の部分は、子どもたちは遊び場として認識するため、駐車場に飛び出すのではなく、車が自由広場へ侵入していると捉えてしまう。私は、子どもたちの遊び場は広い方が良いと思っている。駐車場を狭くしてほしいというわけではなく、必要な範囲で場所の設定をしていただきたい。

【副座長】適切な場所に仕切りを設定してほしいというご提案と理解した。

【委員】子どもは予測できない動きをすることもある。あまり駐車場とギリギリの位置に仕切りを設定すると、子どもと車がぶつかってしまう心配もあるため、結果的には自由広場に入り込んだ場所に仕切りを設定した方が安全に使えると思う。

【座長】子どもが自由に出たり入ったりできる形だと車とぶつかる危険性が高くなってしまいますので、ある程度制限があっても良いかもしれない。

【副座長】指定管理者となっている JA のほうで、プランター等の適切な設置場所を再度ご確認ください。

【委員】大人の目線と子どもの目線は違うので、子どもは、プランターで区切りしてあっても、「地面が土になっている部分までが広場」と認識してしまってもおかしくない。子どもが自分で車にぶつからないように気を付けるのではなく、大人が子どもにとって安全な環境を整備してあげるべき。先ほどお話が出たように、可動式のプランターではなく、植栽を植えて仕切りを作るなどできると思う。一方、過去の話だと、固定の柵などを設置してしまうと、イベント開催時などに駐車・駐輪スペースを通常と違う形で使いたくても使いづらくなってしまうという話も聞いたことがあるので、そのあたりも考慮しないといけないのではないかと。

【委員】子どもの安全を守る目的であれば、植栽よりもフェンスでしっかりと囲んだ方が確実だと思うが、そういうことは三鷹市としては認められるのか。

【事務局】フェンスが一番よい手段ということであれば検討することはできるが、景観などもあるので、今のところ既存の形を大きく変えずに安全を確保できればよいと考えている。

【座長】色々と意見が出たが、様々なことを考慮しながら検討していければと思う。

(2) 農業公園内の樹木の伐採について

【事務局説明】

・資料2-1～2-2を基に、樹木伐採に至った経緯や今後の予定について説明。

①平成29年度、農業公園の設置から10年経過したため、「フロム・ナウ・オン」に基づき将来に向けて農業公園の利用環境等に関して見直し検討を行う。

②平成30年6月 事務局から理事者への協議

農業公園の管理方法のうち、樹木伐採について「フロム・ナウ・オン」をもとに協議し、市長の了承を得た。市長より、市民への説明を丁寧に行うよう指示を受ける。当時の懇談会においても、計画的に園内樹木を間引くことが必要という意見に固まった。

③平成30年12月～1月、公園内に樹木伐採告知を掲示。また、平成30年12月第3週に樹木伐採を広報掲載

し、意見募集を実施。→結果：意見なし

④ 平成30年度末 クスノキ2本、ケヤキ1本伐採（農業公園指定管理料にて負担）

⑤ 平成31年度（令和元年度）伐採予算確保（エノキ、イチョウ各1本分）

⑥ 平成31年度（令和元年度）委員改選

期間 令和元年6月ごろ～令和4年3月31日

⑦ 平成31年度秋、（令和元年度）エノキ1本伐採。

⑧ 令和元年度から参加された委員より、園内樹木の伐採について疑義。→イチョウの伐採計画は中断。

⑨ 令和2年度、イチョウの伐採の予算は再度確保したものの、新型コロナにより懇談会を開催できず、十分な議論ができていないため引き続き伐採計画を中断。

⑩ 令和3年度委員改選

期間 令和3年6月ごろ～令和5年3月31日

⑪ 令和3年度、イチョウ1本伐採分の予算確保済。（年度内実施予定）

⑫ 令和4年度、ケヤキ1本伐採分の予算要求中。

（質疑・応答）→特になし

(3) 令和4年1月以降における農業公園の団体利用について

【事務局】 農業公園の団体利用・火気利用の現在の運用及び令和4年1月以降の運用の案について説明。

現在：事前に緑化センターに申込みのうえ、以下の条件による団体利用のみ実施。火気利用は不可。

常時50人以下。利用前に利用者全員の検温。利用者全員の氏名及び連絡先を明記した名簿を作成し、利用団体にて1か月間保管。飲食は不可。（水分補給は除く。）

1月以降の案：事前に緑化センターに申込みのうえ、団体利用（常時50人以下）及び飲食を伴わない火気利用を、場所を制限して可能とする。

団体利用→事前に緑化センターに申込みのうえ、常時50人以下。利用前に利用者全員の検温。利用者全員の氏名及び連絡先を明記した名簿を作成し、利用団体にて1か月間保管。飲食は不可。（水分補給は除く。）

火気利用→①場所による制限

・自由広場・・・・・・・・・・直火可能

・火気利用可能エリア・・・・・・・・直火不可

ただし、火気利用可能エリア（団体利用エリアのうち、自由広場を除いた場所の、南側部分とする。）3区画のみ。1区画1火点。

【火気利用エリアの区分け明示方法について】

地面にペグとロープを打って明示する。

②自由広場での火気利用の人数制限

団体利用と同じく「常時50名以下」。ただし、自由広場での火気利用の予定がある場合は、危険防止のため他団体が同時に利用することはできない。

③火気利用可能エリアの人数制限

1区画6名まで×3区画、最大18名まで。なお、団体利用及び自由広場の火気利用の人数制限「常時50人以下」とは別に計上するものとする。

④利用前に、利用者全員の検温を実施すること

⑤利用者全員の氏名及び連絡先を明記した利用者名簿を作成し、1か月間保管すること。

⑥火気使用の場合は、事前に三鷹消防署へ届け出を行うこと。

飲食を伴う火気利用は引き続き中止する。理由としては大きく次の2点。

①コロナウィルス感染対策の観点より

都立公園のバーベキュー可能施設よりも、バーベキューを想定した火気利用可能範囲が狭く、コロナウィルス感染予防の観点より、人と人の距離の確保をしづらい環境であるため、都立公園と合わせて一律に判断することはできない。なお、火気利用可能範囲については、公園北側の住民に配慮し、できるかぎり公園の南側で火気を利用するような配置となっている。

②近隣住民への理解を得ながらの火気利用再開の観点より

今まで、火気に関する近隣からの苦情は、飲食を伴う、いわゆるバーベキューによる煙や臭いについてがほとんどであった。火気利用を2年近く中止してきた中で、火気の利用を再開するにあたり、近隣からの大きな反応が予想される。そのため、飲食を伴わない火気利用から再開することで、近隣住民の理解を得ながら運用できるように徐々に進めていきたい。

その他留意点として、新たな運用開始日は三鷹緑化センターの営業が再開する令和4年1月7日以降。また、火気利用の再開に際して、近隣住民へチラシ配布等で火気利用について周知したうえで再開することが望ましい。

なお、この説明は事務局からの案であり、懇談会として意見をまとめ、三鷹市がその意見を持ち帰り、懇談会の意見を尊重しながら三鷹市として運用について最終決定を行う。

(質疑・応答)

【委員】団体利用の際の飲食不可は、どのようなものを想定しているのか。個々で弁当を持ってきた食べるということは不可ということか。

【事務局】団体で弁当を持ち寄って食べることは不可と判断している。

【委員】プレイパークなどに参加している親子が、個々でソーシャルディスタンスを保って食べるということも不可なのか。

【事務局】団体活動が終わった後に個々で食べるということであれば可能と考える。

【委員】感染予防で飲食が不可なのであれば、集団で集まって食べるのではなくてソーシャルディスタンスを保って個々で食べることは、団体活動の時間内でも認められるのではないか。

【事務局】集団で食べていることと、個々で食べていることの線引きが難しい。今でも、家族単位等の少人数で農業公園内にてお弁当を食べている人もいる。これは団体利用ではないので全く問題ない。

【委員】プレイパークなどの企画に参加しにきた親子が、遊びの途中、自分たちのタイミングで個々に食事を取り、終わったらまた遊びに参加するということと、団体利用ではない人が農業公園内で食事をするとの間に、線引きをする必要はないのではないか。我々の活動は午前から始まり午後で終わるので、お昼をまたぐ。子どもたちの中には午前・午後通してたくさん遊びたいという子もいる。

【副座長】事務局としては、感染防止のため「食べる」行為自体に着目をしているのか、それとも会話を目的として集まって食べる「会食」に着目しているのか、どちらなのか。三鷹市内の他施設の状況だと、各コミュニティセンターでは、感染防止のため会話しながら食べる「会食」は不可としており、黙って食べる「黙食」は可としている。農業公園ではどのような形をとるのが望ましいのか、皆さんの意見を伺いたい。

【アドバイザー】線引きは難しいと思う。午前・午後通して活動をするのであれば、午前で一度活動を終了し昼食後に再開するなど、区切りをつけて、団体活動と一度切り離すという方法もあるかもしれない。

【副座長】三鷹市としては感染防止が一番の目的。大野アドバイザーの言うように線引きが難しく、区切りをつけたほうが良いという考えもある。また、感染防止策をとって団体利用者が食事をしている様子を見て、それを誤解した団体利用ではない人が宴会を始めてしまうような可能性もある。一委員としての意見だが、イベント参加者が固まって食事をしていたら、主催者が離れて食事するように指導するようにすれば、感染防止策をとることもできるのではないか。

【事務局】団体活動をする中で、家族単位で食事をしていても、家族同士が知り合いであれば、集まって食事するという考えられる。線引きは難しいし、市としてはやはり感染のリスクを下げたいので、全面的に飲食不可ということで提案させていただいた。

【委員】家族単位というと、3～4人ということか。飲食店の人数制限は、現在8人までとなっている。飲食店は狭く、農業公園よりもかなり密な状況であることが多い。もし、農業公園での食事人数等で不可な基準を教えていただければ、それを避けるような指導を団体活動の主催者として行うことはできる。

【委員】ルールとして明記するには、「団体利用としては飲食不可」という表示とし、あとは個々で判断してもらうようにしたほうがわかりやすくよいのでは。あまり細かいルールを設定してしまうとわかりづらくなってしまわないか。管理者側が説明するのも難しくなってしまう。

【委員】「飲食不可」という言葉を掲げると、感染予防して食べている人が誤解されてしまうので、「会食不可」という言葉にしてはどうか。会食不可であれば、「黙食は可、大勢で楽しく食事は不可」というニュアンスが伝わるのではないか。

【委員】人数制限は設けた方がよいのではないか。団体で活動していると、食事の際に集まってしまうことが予想される。

【委員】コロナ禍以前、火気利用の申請をして一人で使う人もいたのか。

【委員】キャンプの火をつける練習をする方が何人かいた。

【委員】そもそも、このタイミングで再開しなければいけないのか。もう少し様子を見て、もっとコロナがおさまった状況で再開しては行かないか。

【事務局】三鷹市の様々な施設等が可能な範囲で制限を緩めているので、農業公園もその方針に則っている。

【副座長】色々と皆様から意見があったが、改めて事務局として、飲食についての取り扱いの考えは行かないか。

【事務局】会食は不可、家族単位での食事なら可と考えを改めたい。実際、団体利用ではない方が農業公園にて食事をしている。団体の責任者が参加者の食事の状況を見てきちんと注意喚起していただけるなら、それがよい。しかし、どの団体も責任を持って注意喚起できるのかどうかは心配がある。

【委員】管理する立場として確認したいのだが、会食は不可、家族単位の食事は可の場合、アルコール不可ということでは行かないか。また、お花見シーズンに、15名未満の団体利用とならないグループが、アルコールを

飲んでいた場合、アルコールを注意することはできるが、「あなたたちは家族か、友人グループなら食事は不可」と声掛けをするのはやりづらいと思う。人数で区切りがあれば少しわかりやすい。

【副座長】アルコールと会食の扱いは別で考えた方がよいのでは。まず、アルコールは不可ということによってよい。

～委員同意～

【委員】会食・お花見は「食べて会話するために農業公園に来る」ことが目的で、プレイパーク中の食事は「遊びを中断してとる単なる食事」として理解している。

【副座長】距離をとって黙食するよう団体利用もそうでない方にも全員に指導するのは、管理者側は大変になってしまう。

【委員】4～5人まで、など基準があれば、注意喚起はしやすい。

【アドバイザー】富澤委員の言うように、火気利用も食事の問題も、今再開しなくてもよいのではないかな。

【副座長】市職員の立場からの発言となるが、三鷹市としては、感染予防はしなくてはいけないが、そればかりだと人と人とのつながりが薄れたり、経済活動が停滞したりするので、「なるべく安全なように再開していく」というスタンスでいる。そのため、火気の再開は可能だと思う。ただ、農業公園での会食ではない食事の取り扱いについては要検討課題というところである。

【委員】管理者の立場として、目安で飲食不可とする人数を示していただきたいが、やはり飲食は再開しなければいけないか。今回火を使えるようにすることだけでも大きな進歩だと思うが。

【委員】家族単位の食事ならよいと思う。ただ、緑化センター職員が全てチェックするというのは負担が大きすぎて難しいので、団体利用の場合は、団体の責任者が利用者同士で会食にならないよう注意喚起し、守れない場合はしばらくの間農業公園を利用できなくなるなどのペナルティを課してはどうか。

【座長】全体の話の流れでは、制限を設けたうえで食事の再開をする、基本的にお互い距離をとって静かに食事する、家族・友人と一緒に食事する人数の目安は4人、会食不可、バーベキュー不可、アルコール不可ということによってよい。

【事務局】事務局として市に持ち帰り、懇談会の意見を尊重し、緑化センターの対応が現実的に可能かどうかも含め内部で協議して、運用方法を決定する。結果については懇談会委員の皆様に報告する。

【委員】決まりを守れなかった団体がペナルティとして利用不可となる場合は、その団体だけに一定期間利用停止が適用されるのか、それとも全団体、団体利用ができなくなるのか。心無い利用者のために全ての団体が利用停止となるようなことは避けてほしい。

【委員】バーベキューは会食なので不可ということによってよい。そうであれば火気利用エリアはまだ再開せず、まず自由広場のみ火気利用再開してはどうか。

【事務局】自由広場のみ火気利用再開ということで、内部で検討する。

3 その他

【事務局】次回の会議としては3月を予定している。日程調整の際にご協力をお願いしたい。